

5 東彼杵町条例第 3 5 号

東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

東彼杵町印鑑条例（昭和48年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「移動端末設備」という。）を利用し、多機能端末（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に当該個人番号カード又は移動端末設備に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を利用し、多機能端末（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に当該個人番号カード_____に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。